

# 電力小売全面自由化

本年4月1日  
スタート

平成28年2月作成

あわてないで！  
まずはしっかり**チェック** ✓ しましょう！

契約する  
小売電気事業者を  
確認しましたか？

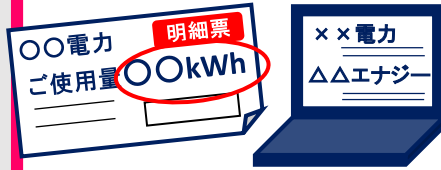


契約先は、  
登録された  
事業者  
でしょうか。

経済産業省 小売電気事業者一覧 🔍 検索

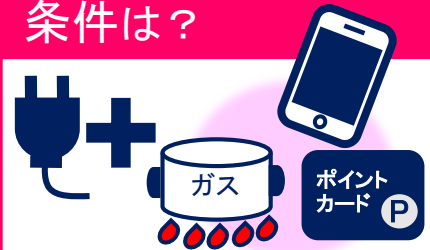
インターネットで検索できない場合は、  
専用ダイヤル(0570-028-555)まで。

御家庭の  
使用量に照らした  
比較になっている？



「料金が必ず安くなる」といった  
勧誘トークには気を付けましょう。

契約期間や  
途中解約、割引の  
条件は？



事業者からよく話を聞き、  
詳しく確認してから契約を。

あわてて契約する必要は  
ありません！

※特に切替えの契約等をしない場合は、従来の料金メニューが適用されます。(経過措置として、少なくとも平成32年3月まで)

訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、**8日以内**であればクーリング・オフができます  
(法定書面を受け取った日から起算して8日以内)

電力小売自由化について知りたいときは

契約トラブルやクーリング・オフ等の相談

経済産業省  
ウェブサイト

エネ庁 電力小売自由化 🔍 検索

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/electricity\\_liberalization/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/)

停電は  
起こらない？  
など、Q&Aも  
確認できる！

電力自由化  
専用  
ナビダイヤル

0570-028-555  
電話受付時間 9:00～18:00  
(土日祝日、年末年始を除く)

消費者ホットライン



電話番号3桁を押してください。  
お近くの自治体の窓口を  
御案内します。

説明と契約内容が  
違う気がする...

クーリング・オフの  
仕方を教えて